



福県医発第208号(地)

平成18年4月28日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 竹 嶋 康 弘



医療法人について(通知)

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、厚生労働省医政局長より都道府県知事宛に医療法人に関する通知が二点発出されたものであります。

まず、「医療法人の附帯業務の見直し」の通知については、本年4月1日に施行された改正介護保険法や障害者自立支援法に基づき、介護予防サービス事業等や障害福祉サービス事業が加わっており、これらの事業の実施には、それぞれ各制度に基づく事業者としての指定や定款・寄付行為の変更認可等の手続が原則として必要となっております。

次に「特別医療法人」に関する通知は、改正介護保険法や平成18年度社会保険診療報酬改定に伴う関連告示の施行によるもので、特別医療法人が実施しなければならない事業の一部が変更されることになっております。

つきましては、本件についてご了解いただくとともに、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

なお、今回の通知改正は、現在国会にて審議中の医療法等改正法案とは直接関連性がないものであります。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・廣瀬真恵



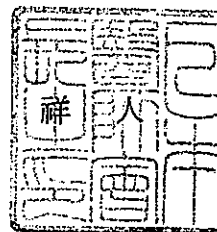
日医発第 35 号 (地 I 3)

平成 18 年 4 月 13 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤



医療法人について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に、医療法人に関する通知が二点発出されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がありました。

まず、「医療法人の附帯業務の見直し」に関する通知は、本年 4 月 1 日に施行された改正介護保険法や障害者自立支援法に基づくもので、介護予防サービス事業等や障害福祉サービス事業が加わっております。これらの事業の実施には、それぞれ、各制度に基づく事業者としての指定や、定款・寄付行為の変更認可等の手続きが原則として必要となります。

なお、今回の附帯業務の見直しに併せ、助産所等の事業が、医療法人の附帯業務である「保健衛生に関する業務」に当たることが通知で明確化されております。

次に、「特別医療法人」に関する通知は、上記改正介護保険法や平成 18 年度社会保険診療報酬改定に伴う関連告示の施行に伴うものです。特別医療法人は、医療法施行規則やこれに基づく告示において、実施しなければならない事業が定められておりますが、今回の通知により、その一部が変更されることになります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下該当医療法人への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

追って、今回の通知改正は、現在国会にて審議中の医療法等改正法案とは直接関連性がないものであることを申し添えます。

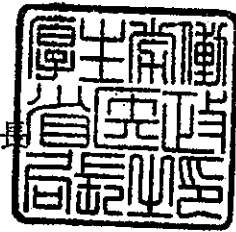


医政発第0331001号

平成18年3月31日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



医療法人の附帯業務の見直しについて

標記について、別添のとおり各都道府県知事あて通知しましたので、御了知願います。

医政発第0331001号
平成18年3月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の見直しについて

平成17年6月29日付けで公布された介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正介護保険法」という。）のうち、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立に関する規定については、平成18年4月1日から施行される予定であり、また、平成17年11月7日付けで公布された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）のうち、施設体系・事業体系の見直しに関する規定の一部については、平成18年4月1日から施行される予定であるが、両法律の施行に伴い、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第295号。以下「改正告示」という。）が平成18年3月31日に告示され、平成18年4月1日から適用することとされたところである。

これら法律の施行及び改正告示の適用に併せて、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）及び社会福祉事業（同項第7号）の範囲に関し、下記のとおり改正するので、介護保険担当部局、障害福祉担当部局及び各市町村等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

なお、障害者自立支援法のうち、平成18年10月1日施行の規定については、別途、医療法人の附帯業務に関する告示改正及び通知改正を行う予定であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

改正介護保険法及び障害者自立支援法の施行に伴い、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業が見直されることを受けて、医療法第42条第1項第7号に基づく告示（厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成10年厚生省告示第15号。以下「告示」という。））について必要な見直しを行うとともに、介護予防サービス等の新しいサービスを医療法人の附帯業務として医療法第42条第1項第6号に規定する保健衛生に関する業務に位置付けることにより、医療法人において、医療と介護・福祉の

連携の推進に寄与することができるようにすること。

併せて、従前から解釈上、医療法人の附帯業務として位置付けてきている助産所等の事業について、保健衛生に関する業務に当たることを明確にすること。

第二 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務の改正の内容

医療法人の附帯業務として、(1)から(6)までに掲げるとおり見直すこととし、平成18年4月1日より適用すること。

(1) 改正介護保険法の施行に伴い、医療法人の附帯業務として次のア及びイに掲げる事業（以下「介護予防サービス事業等」という。）を追加すること。

なお、介護予防サービス事業等の実施にあたっては、それぞれ各サービスを行う事業所ごとに、改正後の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護保険法」という。）第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定、第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定、第115条の11第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定若しくは第115条の20第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（以下「指定介護予防サービス事業者等の指定」という。）又は市町村の委託を受けることが必要であること。

ア 改正後の老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう小規模多機能型居宅介護事業（別添1改正告示参照）

なお、介護保険法にいう夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の各サービスについては、告示第2号に該当するものであること。

イ 介護保険法にいう次に掲げる事業

(ア) 介護予防サービス事業（ただし、介護予防サービスのうち、介護予防特定施設入居者生活介護についてはケアハウスに限る。）

なお、介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護については、医療法人制度上は医療法人の本来業務として整理されるものであること。

(イ) 介護予防支援事業

(ウ) 地域密着型サービス事業（ただし、地域密着型サービスである地域密着

型特定施設入居者生活介護のうち、ケアハウスに限る。)

(エ) 地域支援事業及び保健福祉事業（いずれも、市町村の委託を受けて行う場合に限る。)

(2) 改正介護保険法の施行により地域支援事業が創設されることに伴い、介護予防・地域支え合い事業が廃止されることから、医療法人の附帯業務から次の事業を削除すること。

介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業（訪問理美容サービス事業を除く）、介護予防・生きがい活動支援事業及び在宅介護支援事業

(3) 障害者自立支援法の施行に伴い、医療法人の附帯業務として次の事業を追加すること。（別添 1 改正告示参照）

なお、障害福祉サービス事業の実施にあたっては、障害者自立支援法第 29 条第 1 項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることが必要であること。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に規定する精神障害者居宅生活支援事業は障害福祉サービス事業に包括されること。

障害者自立支援法にいう障害福祉サービス事業（同法附則第 8 条第 2 項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)

(4) 障害者自立支援法の施行に伴い、(3) の障害福祉サービス事業に包括されることとなることから、次のアからウまでに掲げる事業を削除すること。（別添 1 改正告示参照）

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業

イ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業

ウ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業、知的障害者の更生相談に応ずる事業（平成 3 年 9 月 30 日児発第 832 号厚生省児童家庭局長通知「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」による在宅知的障害者デイサービス事業に限る。)

(5) 前記(1)、(3)及び(4)を受けて、「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成 17 年 3 月 30 日医政発第 0330002 号厚生労働省医政局長通知）にお

いて拡大された附帯業務（有償移送行為）の内容について見直すこと。

- (6) 従前から解釈上、医療法人の附帯業務として位置付けてきている助産所（医療法第2条）、歯科技工所（歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条第3項）及び福祉用具専門相談員指定講習（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年3月31日政令第154号）による改正後の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条の2第1項第10号に規定する講習をいう。）について、保健衛生に関する業務に当たることを明確にすること。

2 留意事項

- (1) 医療法人が新たに1に掲げる事業を行う場合又は削除される事業について現に附帯業務として行っている場合にあっては、医療法第42条第1項の規定に基づき当該医療法人の定款又は寄附行為（以下「定款等」という。）に規定される当該附帯業務を行う事業所の名称又は事業名称について同法第50条の規定に基づく変更の認可が必要となること。

また、定款等の変更認可の申請は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項の規定により行うこと。

- (2) 医療法人が既に介護保険法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者等の指定を受け、附帯業務を行うことについて認可を受けている事業所において、新たに1に掲げる事業を行う場合（地域支援事業、保健福祉事業及び削除される事業を除く。）については、定款等の変更は不要であるが、各医療法人の定款等の実態に即して、個別具体的に判断されたいこと。

- (3) (1)及び(2)に関わらず、新たに事業所を設置して実施する場合又は新たに地域支援事業若しくは保健福祉事業について市町村の定める条例に従い委託を受けて実施する場合については、定款等の変更が必要であるとともに、委託事業の実施にあたっては、医療法人の非営利性に鑑み、条例及び委託契約書の契約内容に違反又は抵触することのないよう特に留意が必要であること。

また、地域支援事業及び保健福祉事業については、委託を受ける市町村名及び具体的な事業名称（例；〇〇市の委託を受けて行う健康づくり事業（介護保険法にいう保健福祉事業））を定款等に記載する必要があること。

- (4) 介護予防サービス事業等の医療法人制度上の取扱いについては、別添2を参考に定款等の変更手続の指導を行われたいこと。

- (5) 障害福祉サービス事業についても、(1)から(3)までを参考に定款等の変更手続の指導を行われたいこと。

なお、障害者自立支援法附則第8条第2項の規定により、平成18年9月30日までの間、障害福祉サービス事業とみなされる事業については、平成18

年4月1日の施行時点における同法の規定に基づく事業名等への変更に係る定款等の変更手続は不要であること。

- (6) 定款等の変更手続は、原則として、指定介護予防サービス事業者等の指定、地域支援事業等の市町村の委託又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受ける前に行うことが必要であること。

なお、医療法人において、各事業の指定手続又は市町村の委託手続と定款等の変更手続とを並行して執り行う場合においては、各手続の進捗状況に伴い、定款等の変更認可日が後れることはやむを得ないこと。

第三 その他

- 1 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）別添「医療法人運営管理指導要綱」の一部を別添3の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成16年3月31日医政発第0331007号厚生労働省医政局長通知）の一部を別添4の新旧対照表のとおり改正する。
- 3 「医療法人の附帯業務の拡大について」（平成17年3月30日医政発第0330002号厚生労働省医政局長通知）の一部を別添5の新旧対照表のとおり改正する。
- 4 介護予防サービス事業等、障害福祉サービス事業の実施にあたっては、改正介護保険法、障害者自立支援法並びに関係法令を参考に遺漏なきよう指導されたい。

(別添1)

○ 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項第八号の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業を次のように定め、平成九年十二月十七日から適用する。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）にいう保育所を経営する事業 二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）にいう老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを経営する事業 三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）にいう障害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。） （削る）	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項第八号の規定に基づき、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業を次のように定め、平成九年十二月十七日から適用する。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業又は保育所を営する事業 二 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）にいう老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを営する事業 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業 四 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活

	援助事業及び知的障害者の更生相談に応ずる事業（平成三年九月三十日児発第八百三十二号厚生省児童家庭局長通知「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」による在宅知的障害者デイサービス事業に限る。）



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

○武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令
(総務五〇)

○農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令等の一部を改正する省令(同五一)

○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第五条第二項の額の算定に関する省令(同五二)

○豪雪地帯対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する省令
(総務・農林水産・国土交通一)

○法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令(法務三二)

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(法務・厚生労働一)

○財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令
(財務一四)

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(同五一)

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の手続等を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令(同六一)

○歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令
(文部科学・厚生労働一)

○診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同二)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令(厚生労働七〇)

○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令(同七一)

○医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令
(同七二)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七三)

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七四)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七五)

○身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(同七六)

○港湾労働法施行規則の一部を改正する省令(同七七)

○障害者自立支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(同七八)

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(同七九)

○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同八〇)

○指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同八一)

○指定地域密着型介護予防サービスに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同八二)

○生活保護法施行規則の一部を改正する省令(同八三)

○国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同八四)

○児童手当法施行規則の一部を改正する省令(同八五)

○医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(同八六)

○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八七)

○母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令(同八八)

○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令(同八九)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令(同九〇)

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同九一)

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同九二)

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令(同九三)

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(同九四)

○船員保険法施行規則の一部を改正する省令(同九五)

○厚生年金基金規則の一部を改正する省令(同九六)

○労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令(同九七)

○医療法施行規則の一部を改正する省令(同九八)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(同九九)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 (同二八六)

○労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の一部を改正する件 (同二八七)

○年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律施行令第五条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する法人を定める件等を廃止する件 (同二八八)

○厚生労働省組織規則第七百九十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が公共職業安定所の出張所の管轄区域を定める件の一部を改正する件 (同二八九、二九〇)

○老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令その他関係省令の規定に基づき、平成十八年度前期全保険者平均老人加入率見込値等を公示する件 (同二九一)

○医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができず事項の一部改正について (同二九二)

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件 (同二九三)

○医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件 (同二九四)

三五

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件 (同二九五)

○指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件 (同二九六)

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件 (同二九七)

○生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部を改正する件 (同二九八)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律附則第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に関する科目に関する件 (同二九九)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第二条第三号の規定に基づき、衛生検査に関する科目を定める件の一部を改正する件 (同三〇〇)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第十二条第三号の規定に基づき、生理学的検査及び採血に関する科目を定める件の一部を改正する件 (同三〇一)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業を定める件 (同三〇二)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣の定めるサービスを定める件 (同三〇三)

三七

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成十八年度の単位掛金額を定める件 (同三〇四)

○社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号及び第七條第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件 (同三〇五)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二条第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準の一部を改正する件 (同三〇六)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件 (同三〇七)

○野菜生産出荷安定法施行規則第八條の規定に基づき、特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めた件の一部を改正する件 (農林水産五〇九)

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九條の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件 (同五一〇)

○海岸法第六條第一項の規定に基づき海岸保全施設に関する直轄工事を施行する件 (同五一二)

○平成十八年度の指定食肉の安定価格を定めた件 (同五一一)

○平成十八年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件 (同五一一)

三六

○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件 (同五一四)

○平成十八年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件 (同五一五)

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四條の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件 (同五一六)

○独立行政法人通則法第四十七條第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件 (同五一七)

○海岸法の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立した件 (農林水産・国土交通一)

○電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に関する告示を定める件 (経済産業六八)

○十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定煙火の製造及び消費に係る基準を定める件 (同六九)

○自転車競技法施行規則第十六條第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件 (同七〇)

三九

三〇

三一

三七

三六

三六

三六

○厚生労働省告示第百九十四号

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第三十条の三十五第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十五年厚生労働省告示第百六十号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎
第一号中ト及びチを次のように改める。

ト 削除

チ 平成七年四月三日児童第三百七十九号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」に規定する周産期医療施設

第一号中「研修医のための研修施設の整備について」を「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に改め、同号ル中「第二十条の七の二」を「第二十条の七の二第一項」に改め、同号ヲ中「平成十二年三月十七日厚生省告示第六十七号」を平成十八年厚生労働省告示第九十三号に改め、同号ヨ中「特掲診療施設の施設基準等(平成十二年厚生省告示第六十八号)」を「特掲診療料の施設基準等(平成十八年厚生労働省告示第九十四号)」に、「精神科デイケア」を「精神科作業療法、

京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケア」に改め、同号タを次のように改める。

タ 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十六条に規定する共同生活援助を実施している精神病院

第一号レ中「第五十条第二項」を「第五十条の二第一項」に改める。

第二号ニ中「特掲診療の施設基準等」を「特掲診療料の施設基準等」に改め、同号ホ中「特掲診療の施設基準等」を「特掲診療料の施設基準等」に改め、同号ヘ中「在宅時医学総合管理」に改め、同号ヘ中「通所リハビリテーション」の下に「又は介護予防通所リハビリテーション」を加え、同号リ中「特掲診療の施設基準等」を「特掲診療料の施設基準等」に改め、「精神科作業療法」の下に「精神科ショート・ケア」を加え、「又は精神科デイ・ナイト・ケア」を「精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケア」に改める。

附則

この告示による改正前の医療法施行規則第三十条の三十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準(以下「旧告示」という。)に基づき、

医療法第四十二条第二項に規定する要件に該当するものとして定款又は寄附行為の認可の申請をした医療法人については、旧告示の規定は、なおその効力を有する。

○厚生労働省告示第百九十五号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第一項第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業(平成十年厚生省告示第十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎
第一号中「児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業又は」を削り、第二号中「老人短期入所事業」の下に「小規模多機能型居宅介護事業」を加え、第三号を次のように改める。

三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)にいう障害福祉サービス事業(同法附則第八号第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)

○厚生労働省告示第百九十六号

介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)の施行に伴い、及び生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条第一項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程(昭和二十五年厚生省告示第百二十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎
第十号中「第七号第八項」を「第八号第四項」に改め、「限る。」の下に「若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八号の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)」を加える。

○厚生労働省告示第百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八号第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準(昭和三十八年厚生省告示第百五十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日
厚生労働大臣 川崎 二郎

別表第9の3の(1)の表愛知県県の項中「~~療~~」を「~~療~~」に改め、「~~十~~」及び「~~寄~~」を削り、同表和歌山県の項中「~~寄~~」を「~~寄~~」に改め、「~~寄~~」を削る。

○厚生労働省告示第百九十八号

介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)の施行に伴い、及び生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定に基づき、生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬(平成十二年厚生省告示第百二十四号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎
第八号中「介護保険法第六十一条の二第四項において準用する同法第五十一条の二第五項」を「介護保険法第六十一条の二第五項」に、「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に、「同法第六十一条の二第二項第一号」を「同法第二項第一号」に改め、同号を第十号とする。

第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げる。第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第百三十五条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第百九十条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第百三十六条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。

改正後の介護保険制度における各サービス・事業の位置付け

(別添2)

「医療法人」欄の説明・・・「本来」本来業務、「告示」平成10年厚生省告示第15号、「保健」保健衛生に関する業務、「空欄」は不可であることを示す。

「網掛け」が今回の見直し部分

社会福祉法	老人福祉法	介護保険法		医療法人	備考
第一種社会福祉事業	養護老人ホーム				
	特別養護老人ホーム	施設サービス	介護福祉施設サービス		
	軽費老人ホーム（注）			保健	（注）ケアハウスのみ可
第二種社会福祉事業	老人居宅介護等事業	居宅サービス事業	訪問介護	告示	
		地域密着型サービス事業	夜間対応型訪問介護	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問介護		
	老人デイサービス事業	居宅サービス事業	通所介護	告示	
		地域密着型サービス事業	認知症対応型通所介護	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防通所介護		
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型通所介護		
	老人短期入所事業	居宅サービス事業	短期入所生活介護	告示	
		介護予防サービス事業	介護予防短期入所生活介護	告示	
	小規模多機能型居宅介護事業	地域密着型サービス事業	小規模多機能型居宅介護	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防小規模多機能型居宅介護		
	認知症対応型老人共同生活援助事業	地域密着型サービス事業	認知症対応型共同生活介護	告示	
		地域密着型介護予防サービス事業	介護予防認知症対応型共同生活介護	告示	
	老人デイサービスセンター			告示	
	老人短期入所施設			告示	
	老人福祉センター				
	老人介護支援センター			告示	

改正後の介護保険制度における各サービス・事業の位置付け

「医療法人」欄の説明・・・「本来」本来業務、「告示」平成10年厚生省告示第15号、「保健」保健衛生に関する業務、「空欄」は不可であることを示す。

「網掛け」が今回の見直し部分

社会福祉法	老人福祉法	介護保険法		医療法人	備考
社会福祉事業以外		居宅サービス事業	訪問入浴介護	保健	
			訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）		
			訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）	本来	
			訪問リハビリテーション		
			居宅療養管理指導		
			通所リハビリテーション		
			短期入所療養介護		
			特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）ケアハウスのみ可
			福祉用具貸与	保健	
			特定福祉用具販売	保健	
		居宅介護支援事業		保健	
		介護予防サービス事業	介護予防訪問入浴介護	保健	本来
			介護予防訪問看護（訪問看護ステーションに限る。）		
			介護予防訪問看護（訪問看護ステーションを除く。）		
			介護予防訪問リハビリテーション		
			介護予防居宅療養管理指導		
			介護予防通所リハビリテーション		
			介護予防短期入所療養介護		
			介護予防特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）ケアハウスのみ可
			介護予防福祉用具貸与	保健	
			特定介護予防福祉用具販売		
		介護予防支援事業		保健	
		地域密着型サービス事業	地域密着型特定施設入居者生活介護（注）	保健	（注）ケアハウスのみ可
			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		

改正後の介護保険制度における各サービス・事業の位置付け

「医療法人」欄の説明・・・「本来」本来業務、「告示」平成10年厚生省告示第15号、「保健」保健衛生に関する業務、「空欄」は不可であることを示す。

「網掛け」が今回の見直し部分

社会福祉法	老人福祉法	介護保険法			医療法人	備考	
社会福祉事業以外		地域支援事業（注）	介護予防事業		保健	（注）市町村から委託を受けて行う場合のみ可	
			包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業			
				総合相談支援事業			
				権利擁護事業			
				包括的・継続的マネジメント事業			
			任意事業				
		保健福祉事業（注）			保健	（注）市町村から委託を受けて行う場合のみ可	
		施設サービス	介護保健施設サービス		本来		
介護療養施設サービス							

(別添 3)

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成 2 年 3 月 1 日健政発第 1 1 0 号)

別添「医療法人運営管理指導要綱」、「Ⅱ 業務」、「2 附帯業務」の備考欄

新	旧
・医療法第 42 条第 1 項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 ①～⑥ (略) ・「①から④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和 42 年 4 月 1 日医発第 432 号局長回答参照)。 ①～⑨ (略) <u>(削る)</u> ⑩ <u>介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、</u>	・医療法第 42 条第 1 項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 ①～⑥ (略) ・「①から④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている(昭和 42 年 4 月 1 日医発第 432 号局長回答参照)。 ①～⑨ (略) ⑩ <u>介護予防・地域支え合い事業のうち高齢者等の生活支援事業(訪問理美容サービス事業を除く)、介護予防・生きがい活動支援事業及び在宅介護支援事業</u> ⑪ <u>児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護、身体障害者福祉法(昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号)にいう身体</u>

介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）にいう障害福祉サービス事業（同法附則第８条第２項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの
ア～ウ （略）

⑪ 介護保険法にいう居宅サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、介護予防支援事業、地域密着型サービス事業、地域支援事業及び保健福祉事業のうち平成１８年３月３１日医政発第０３３１００１号局長通知別添２において「保健衛生に関する業務」とされているもの

⑫ 助産所

⑬ 歯科技工所

⑭ 福祉用具専門相談員指定講習

障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの
ア～ウ （略）

(別添４)

○「医療法人の附帯業務の拡大について」(平成１６年３月３１日医政発第０３３１００７号)

新	旧
第二 改正の内容及び留意事項 １ 附帯業務として追加される業務 医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成１６年３月３０日より、実施しうるものとしたこと。 (１) 次世代育成支援対策の推進にかかるもの ア～イ (略) (２) 在宅介護の推進にかかるもの ア <u>削除</u>	第二 改正の内容及び留意事項 １ 附帯業務として追加される業務 医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成１６年３月３０日より、実施しうるものとしたこと。 (１) 次世代育成支援対策の推進にかかるもの ア～イ (略) (２) 在宅介護の推進にかかるもの ア <u>介護予防・地域支え合い事業（「介護予防・地域支え合い事業の実施について」(平成１３年５月２５日老発第２１３号、厚生労働省老健局長通知)に規定するもの)のうち次に掲げるもの（別添３参照）</u> <u>(ア) 高齢者等の生活支援事業（同通知、別記１（１）（訪問理美容サービス事業(同通知、別記１（１）オ(オ)を除く。)</u> <u>(イ) 介護予防・生きがい活動支援事業（同通知、別記１（２）</u> <u>(ウ) 在宅介護支援事業（同通知、別記１（４）</u>

○「医療法人の附帯業務の拡大について」(平成17年3月30日医政発第0330002号)

新	旧
第2 改正の内容及び留意事項 1 附帯業務として追加される業務 医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成17年4月1日より、実施することができるものとしたこと。 ○ 在宅介護の推進にかかるもの 介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、<u>短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法(平成17年法律第123号)にいう障害福祉サービス事業(同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。)</u>と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの ア～ウ (略) 2 定款等の変更 (1) 医療法人が新たに1に掲げる事業を行う場合にあっては、	第2 改正の内容及び留意事項 1 附帯業務として追加される業務 医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成17年4月1日より、実施することができるものとしたこと。 ○ 在宅介護の推進にかかるもの <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業、</u>介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護<u>及び短期入所療養介護、</u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)にいう<u>身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業</u>と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの ア～ウ (略) 2 定款等の変更 (1) 医療法人が新たに1に掲げる事業を行う場合にあっては、

医療法第42条第1項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為において規定する必要があることから、医療法第50条の規定に基づき、その変更が必要となること。

なお、定款又は寄附行為の変更に当たっては関係運輸局等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

(2)～(3) (略)

第3 関連する通知の改正

削除

医療法第42条第1項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為において規定する必要があることから、医療法第50条の規定に基づき、その変更が必要となること。

なお、定款変更に当たっては関係陸運局等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

(2)～(3) (略)

第3 関連する通知の改正

上記改正に伴い、「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知)別添の「医療法人運営管理指導要綱」、「Ⅱ 業務」、「2 附帯業務」の備考中、

「⑪ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)にいう児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業、介護保険法(平成9年法律第123号)にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)にいう身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業又は身体障害者短期入所事業若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業又は知的障害者短期入所事業と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるものの

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第 43 条第 1 項の規定による特定旅客自動車運
送事業

ウ 道路運送法第 80 条第 1 項の規定による自家用自動車有償
運送」

を追加し、平成 1 7 年 4 月 1 日より適用するものとする（別添 2）。

【参考；改正後全文】

健政発第110号

平成2年3月1日

最終改正 医政発第0331001号

平成18年3月31日

各 都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について

医療法人の運営管理の指導については、かねてから格段の御配意を煩わしているところであるが、医療法人制度の普及及び変遷とともに、その果たすべき役割も一層大きなものとなっている。

いうまでもなく、医療法人は非営利性を明確に示した組織であり、あくまで健全な医療事業の経営と適切な法人運営を維持することによって、適正な医療の供給体制を構築することが要請される。このことは、何よりも自らの不断の努力によるべきものではあるが、同時に十分な指導監督も肝要である。

今般、都道府県において医療法人の指導を行うに当たって支障を生じないようにするため、従来の医療法人に関する指導、通達等を編集、整理し、「医療法人運営管理指導要綱」を別添のとおり制定することとしたので、医療法人の指導監督に当たっては十分留意するとともに適正な法人運営の確保について特段の配意を願いたい。

なお、この指導要綱は、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人について適用するものであり、いわゆる一人医師医療法人(医師又は歯科医師が常時一人又は二人勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団の医療法人)については、病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営とは異なることから、また、施行後まだ短時日でもあることから当該要綱は対象としないので留意されたい。

医療法人運営管理指導要綱

項 目	運営管理指導要綱	備 考
I 組織運営		
1 定款・寄附行為	1 モデル定款・寄附行為に準拠していること。 2 定款又は寄附行為の変更が所要の手続きを経て行われていること。	・モデル定款・寄附行為とは、昭和61年6月26日健政発第410号健康政策局長通知（以下、「61年局長通知」という。）中定款・寄附行為例をいう。
2 役員		
(1) 定数・現員	1 役員名簿の記載及び整理が適正に行われていること。 2 役員に変更があった場合は、その都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届出がなされていること。 3 役員として理事3人以上、監事1人以上を置いていること。 また、3人未満の理事を置く場合は都道府県知事の認可を得ていること。 4 役員の定数は、事業規模等の実態に即したものであること。 5 役員の欠員が生じていないこと。	・役員名簿の記載事項は次のとおり ① 役職名 ② 氏 名 ③ 生年月日（年齢） ④ 性 別 ⑤ 住 所 ⑥ 職 業 ⑦ 現就任年月日・任期 ・医療法施行令第5条の8 ・添付書類 ① 就任承諾書 ② 履歴書 ・適正に選任されていることを確認することを要する。 ・医療法第46条の2第1項 ・61年局長通知 ・理事3人未満の都道府県知事の認可は、医師、歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を一か所のみ開設する医療法人に限る。 その場合であっても、可能な限り、理事2人を置くことが望ましい。
(2) 選任・任期	1 役員の選任手続きが、定款又は寄附行為の定めに従い行われていること。 2 選任関係書類が整備されていること。	・医療法第49条においては、理事のうちその5分の1を超えるものが欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないとされているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われるのが望ましいこと。 ・社員総会又は評議員会で適正に決議されていること。 （モデル定款・寄附行為） ・選任関係書類は、次のとおりである

(3) 適格性	3 役員の任期が明確になっていること。なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間であること。 4 任期の切れている役員がいないこと。 1 欠格事由に該当していないこと。	① 社員総会議事録又は評議員会議事録 ② 就任承諾書 ③ 履歴書 ・モデル定款・寄附行為では、役員の任期は2年とされている。 ・医療法第46条の2第2項 ・欠格事由 ① 成年被後見人又は被保佐人 ② 医療法、医師法等医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 ③ ②に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は、執行を受けることがなくなるまでの者 ・医療法人と関係のある特定の営利法人の役員が理事長に就任したり、役員として参画していることは、非営利性という観点から適当でないこと。
(4) 代表者 (理事長)	1 当該法人の代表権は、理事長にのみ与えられていること。 2 理事長の職務履行ができない場合の規定が定款又は寄附行為に定められていること。 3 理事長は医師又は歯科医師の理事の中から選出されていること。 4 医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。	・医療法第46条の3第3項 ・定款・寄附行為に明確に規定されていること。 ・医療法第46条の3第4項 ・医療法第46条の3第1項 ・医療法第46条の3第1項 ・医師、歯科医師でない理事のうちから選任することができる場合は以下のとおりである。 ① 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合

(5) 理事 (6) 監事	5 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。 1 当該法人が開設する病院等の管理者はすべて理事に加えられていること。 2 管理者を理事に加えない場合は都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可を得ていること。 3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。 また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。 2 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について十分な監査が行われていることが望ましいこと。 3 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、社員総会、理事会及び評議員会に報告後、法人において保存されていることが望ましいこと。 4 法人の適正な会計管理等を行う観点からも内部監査機構の確立を図ることが重要である。 また、病院又は介護老人保健施	② 次に掲げるいずれかに該当する医療法人 イ 特定医療法人又は特別医療法人 ロ 地域医療支援病院を営んでいる医療法人 ハ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を営んでいる医療法人 ③ 候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと都道府県知事が認めた医療法人 ・ 医療法第47条第1項 ・ 医療法第47条第1項 ・ 61年局長通知 ・ 管理者を理事に加えないことができる場合は、多数の病院等を開設する医療法人で、離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者の場合である。 ・ 医療法第48条 ・ 特に負債100億円以上の医療法
-----------------------------	---	--

(2) 審議状況	は寄附行為に定められた時期及び必要な時期に開催されていること。 3 定款又は寄附行為の変更のための社員総会又は理事会、予算・決算の決定のための社員総会又は理事会の外社員総会及び理事会の議決を要する事項がある場合、その他事業運営の実態に即し、必要に応じて社員総会又は理事会が開催されていること。 1 会議は定款又は寄附行為に定められた定足数を満たして有効に成立していること。 2 定款又は寄附行為により会議の議決事項とされている事項について適正に決議されていること。 3 議決が定款又は寄附行為の定めに従って、有効に成立していること。 4 議決には、その議案に対する利害関係者が加わっていないこと。 5 議決権の委任については、書面	・ 社員総会の議決事項 ① 定款の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 社員の入社及び除名 ⑧ 本団体の解散 ⑨ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑩ その他重要な事項 ・ 財団法人たる理事会の議決事項及び評議員会への諮問事項 ① 寄附行為の変更 ② 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） ③ 毎事業年度の事業計画の決定及び変更 ④ 収支予算及び決算の決定 ⑤ 剰余金又は損失金の処理 ⑥ 借入金額の最高限度の決定 ⑦ 本財団の解散 ⑧ 他の医療法人との合併契約の締結 ⑨ その他重要な事項 (財団法人の場合に準用する。)
-----------------	---	--

(3) 記録	により会議の構成員に対して適正に行われていること。 1 会議開催の都度、議事録は正確に記録され、保存されていること。	・議事録記載事項は次のとおり ① 開催年月日及び開催時刻 ② 開催場所 ③ 出席者氏名（定数） ④ 議案 ⑤ 議案に関する発言内容 ⑥ 議案に関する表決結果 ⑦ 議事録署名人の署名、署名年月日
II 業務 1 業務一般	1 定款又は寄附行為に記載されている業務が行われていること。 2 定款又は寄附行為に記載されていない業務を行っていないこと。	・業務を停止している事実があるときは、その措置について法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正の方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は速やかに定款変更等の手続きを行わせること。 ・定款等に記載されていない業務を行っている場合は、その措置について法人側の方針を確かめた上、必要に応じてその業務の中止を指導、定款変更等の手続きを行わせること。
2 附帯業務	1 附帯業務の経営により、医療事業等主たる事業の経営に支障を来たしていないこと。	・医療法第42条第1項 ・その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、以下の業務の全部又は一部を行うことができる。 ① 医療関係者の養成又は再教育 ② 医学又は歯学に関する研究所の設置 ③ 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設の設置 ④ 疾病予防のために温泉を利用させる施設の設置 ⑤ ①～④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務 ⑥ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号から第6号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの又は同項第7号に掲げる事業の実施（平成10年2月厚生省告示第15号参照） ・「①から④までに掲げるもののほか、保健衛生に関する業務」とは、保健衛生上の観点から行政

		庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうものではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行われる業務であり、以下の業務について認められている（昭和42年4月1日医発第432号局長回答参照）。 ① 薬局 ② 施術所 ③ 衛生検査所 ④ 訪問看護ステーション ⑤ 介護福祉士養成施設 ⑥ ケアハウス ⑦ ホームヘルパー養成研修事業 ⑧ 難病患者等居宅生活支援事業（ホームヘルプ、短期入所事業） ⑨ 乳幼児健康支援一時預かり事業 ⑩ <u>介護保険法（平成9年法律第123号）にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法（平成17年法律第123号）にいう障害福祉サービス事業（同法附則第8条第2項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの</u> ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定による一般旅客自動車運送事業 イ 道路運送法第43条第1項の規定による特定旅客自動車運送事業 ウ 道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車有償運送
--	--	--

(4) 会計帳簿等の整備状況 (5) 決算及び財務諸表 (6) その他 4 登記	2 借入金は社員総会、理事会の議決を経て行われていること。 3 借入金は全て証書で行われていること。 4 債権又は債務が財政規模に比し過大になっていないこと。 1 会計帳簿が整備され、証ひょう書類が保存されていること。 2 預金口座、通帳は法人名義になっていること。 1 決算手続きは、定款又は寄附行為の定めに従い、適正に行われていること。 2 決算と予算との間で、大幅に違い違う科目がある場合は、その原因が究明され、必要な改善措置がなされていること。 3 財産目録、貸借対照表及び損益計算書が整備され、保存されていること。 4 決算書（案）は社員総会又は理事会に諮る前に、監事の監査を経ていること。 5 監査報告書は社員総会又は理事会に報告後、法人において保存されていること。 6 決算の届出が毎会計年度終了後2月以内になされていること。 7 特定医療法人、特別医療法人及び国・県から運営費補助を受けている医療法人については、決算の概要の広報、関係者の求めに応じた決算書の閲覧などを行うことが望ましいこと。 1 病院、介護老人保健施設等の患者又は入所者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていることが望ましいこと。 2 法人印及び代表者印については、管理者が定められているとともにその管理が適正になされていること。 1 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。	・モデル定款・寄附行為 ・病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人の自己資本比率についてはⅢの2の8を参照 ・医療法第51条第1項 ・医療法第43条 ・組合等登記令 ・登記事項 ① 目的及び業務 ② 名称 ③ 事務所
--	--	--

5 公告	2 理事長のみの登記がなされていること。 3 登記事項の変更登記は法定期間内に行われていること。 4 変更登記後の登記済報告書はその都度、都道府県知事又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に提出されていること。 1 公告は定款又は寄附行為に定められた方法で適正に行われていること。	④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤ 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由 ⑥ 資産の総額 ・ 理事長の任期満了に伴い再任された場合にあっては、変更の登記が必要であること。 ・ 資産の総額は毎会計年度終了後、変更の登記が必要であること。 (注) 変更の登記をしない場合は20万円以下の過料に処せられること。(医療法第76条) ・ 登記期間 ① 主たる事務所（2週間以内） ② 従たる事務所（3週間以内） ③ 資産の総額は毎会計年度終了後2月以内 ・ 医療法施行令第5条の7 ・ モデル定款・寄附行為
-------------	--	--

【参考；改正後通知本文】
医政発第0331007号
平成16年3月31日
一部改正 医政発第0331001号
平成18年3月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、平成16年厚生労働省告示第153号（厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業を改正する件。以下「改正告示」という。）を平成16年3月30日に告示、適用する等により、医療法人の附帯業務のうち保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）及び社会福祉事業（同項第7号）の範囲に関し、次世代育成支援対策の推進にかかるもの及び在宅介護の推進にかかるものの一部を追加することとしたので、取扱いに当たっては、関係主管部局と連携を図り、適正な運用に努められたい。

記

第1 改正の趣旨

平成15年3月に取りまとめられた「これからの医業経営の在り方に関する検討会」最終報告書において、「医業経営の効率性を高める観点から、医療法人の本来業務の安定的な実施に支障が生じないよう配慮しながら、在宅介護の推進や次世代育成支援対策の推進といった政策目的に資する一定のものを附帯業務として行えるよう弾力化すべき」との提言がなされたところである。

この点に関し、平成16年1月の「医療分野における規制改革に関する検討会」報告において、平成15年度中に結論を得るものとされたことも受けて、以下のとおり医療法人の附帯業務の拡大をするものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加される業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成16年3月30日より、実施しうるものとしたこと。

(1) 次世代育成支援対策の推進にかかるもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）にいう保育所を経営する事業
（改正告示による改正の「厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成10年厚生省告示第15号）」第1号（別添1参照））

イ 乳幼児健康支援一時預かり事業（「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」（平成6年6月23日児発第605号厚生省児童家庭局長通知）の記に掲げるもの（別添2参照））

(2) 在宅介護の推進にかかるもの

ア 削除

2 定款等の変更

- (1) 医療法人が新たに1に掲げる事業を行う場合にあっては、医療法第42条第1項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為において規定する必要があることから、医療法第50条の規定に基づき、その変更が必要となること。
- (2) 定款又は寄附行為の変更認可の申請は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第32条第3項の規定により行うものとする。

第3 関連する通知の改正

上記の改正に伴い、運営管理指導要綱（「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日健政発第110号厚生省健康政策局長通知）の別添）の一部を、別添4の新旧対照表のとおり改正する。

【参考；改正後通知本文】

医政発第0330002号

平成17年3月30日

一部改正 医政発第0331001号

平成18年3月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の附帯業務の拡大について

標記について、医療法人の附帯業務のうち、保健衛生に関する業務（医療法（昭和23年法律第205号）第42条第1項第6号）の範囲に関し、在宅介護の推進にかかるものについて、下記のとおり範囲を改め、医療法人が行うことができる附帯業務を拡大することとしたので、取扱いに当たっては、関係主管部局と連携を図り、適正な運用に努められたい。

記

第1 改正の趣旨

平成16年3月に厚生労働省老健局振興課と国土交通省自動車交通局旅客課との間において取りまとめられた「介護輸送に係る法的取扱いについて」（別添1）において、介護輸送に係る取扱い方針が定められ、障害者（児）福祉サービスについても同様の取扱いを行うものとされたことを受けて、以下のとおり医療法人の附帯業務の拡大をするものであること。

第2 改正の内容及び留意事項

1 附帯業務として追加される業務

医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加することとし、平成17年4月1日より、実施することができるものとしたこと。

○ 在宅介護の推進にかかるもの

介護保険法（平成9年法律第123号）にいう訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所

介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防認知症対応型通所介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）にいう障害福祉サービス事業（同法附則第８条第２項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）と連続して、又は一体としてなされる有償移送行為であって次に掲げるもの

ア 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条第１項の規定による一般旅客自動車運送事業

イ 道路運送法第４３条第１項の規定による特定旅客自動車運送事業

ウ 道路運送法第８０条第１項の規定による自家用自動車有償運送

２ 定款等の変更

(1) 医療法人が新たに１に掲げる事業を行う場合にあっては、医療法第４２条第１項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為において規定する必要があることから、医療法第５０条の規定に基づき、その変更が必要となること。

なお、定款又は寄附行為の変更に当たっては関係運輸局等と連携を図り、適正な運用に努められたい。

(2) 定款又は寄附行為の変更認可の申請は、医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）第３２条第３項の規定により行うものとする。

(3) 患者サービスの一環としてバス等を使って、無償で患者等の送迎を行うことについては医療法人の附随業務にあたるものであり、道路運送法の適用外であること。

第３ 関連する通知の改正

削除

医政発第0331002号

平成18年3月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「特別医療法人について」の一部改正について

平成17年6月29日付けで公布された介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）のうち、予防重視型システムへの転換及び新たなサービス体系の確立に関する規定並びに平成17年11月7日付けで公布された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）のうち、施設体系・事業体系の見直しに関する規定の一部については、平成18年4月1日に施行される予定である。

また、平成18年度社会保険診療報酬改定に伴う関連告示（診療報酬の算定方法を定める件（平成18年厚生労働省告示第92号）、基本診療料の施設基準等を定める件（平成18年厚生労働省告示第93号）、特掲診療料の施設基準等を定める件（平成18年厚生労働省告示第94号））が平成18年3月6日付けで告示され、平成18年4月1日から適用される。

これらを踏まえ、医療法施行規則第30条の35第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（平成18年厚生労働省告示第294号。以下「改正告示」という。別添1参照。）が平成18年3月31日付けで告示され、平成18年4月1日から適用することとされたところである。

については、「特別医療法人について」（平成10年7月6日健政発第802号厚生省健康政策局長通知）の一部を別添2新旧対照表のとおり改正することとしたので、予め留意の上その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、改正告示による改正前の医療法施行規則第30条の35第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「旧告示」という。）に基づき、医療法（昭和23年法律第205号）第42条第2項に規定する要件に該当するものとして定款又は寄附行為の認可の申請をした医療法人については、旧告示の規定は、なおその効力を有することとするので、留意されたい。

(別添1)

○ 医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第三百六十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。 医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 次のいずれかに該当する病院であること。 イ〜ヘ（略） ト 削除 チ 平成七年四月三日児発第三百七十九号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」に規定する周産期医療施設 （削る） （削る） （削る） リ 平成六年六月二十三日健政発第四百九十五号厚生省健康政策局長通	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。 医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 次のいずれかに該当する病院であること。 イ〜ヘ（略） ト 平成四年十二月十八日健政発第八百十二号厚生省健康政策局長通知「患者環境改善施設整備事業の実施について」に規定する患者環境改善施設整備事業実施病院 チ 昭和五十四年七月二十七日厚生省発医第百三十七号厚生事務次官通知「医療施設等施設整備費の国庫補助について」に規定する次に掲げる病院 （1） 教育病院 （2） 不採算地区病院（ただし、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項の規定に基づく指定を受けた地域を有する市町村の区域に所在する病院を除く。） （3） 周産期医療施設 リ 平成六年六月二十三日健政発第四百九十五号厚生省健康政策局長通

知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に規定する研修医のための研修施設を整備する病院

ヌ (略)

ル 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの事業を実施している病院

ヲ 基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）

に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する病院

ワ・カ (略)

ヨ 特掲診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十四号）

に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行う病院

タ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五條第十六項に規定する共同生活援助を実施している精神病院

レ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十條の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神病院

ソ・ネ (略)

二 次のいずれかに該当する診療所であること。

イ・ハ (略)

ニ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地

知「研修医のための研修施設の整備について」に規定する研修医のための研修施設を整備する病院

ヌ (略)

ル 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の七の二に規定する老人介護支援センターの事業を実施している病院

ヲ 基本診療料の施設基準等（平成十二年三月十七日厚生省告示第六十七号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長

又は都道府県知事に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する病院

ワ・カ (略)

ヨ 特掲診療料の施設基準等（平成十二年厚生省告示第六十八号）に定め

る施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科デイケアを行う病院

タ 平成四年七月二十七日健医発第九百二号厚生省保健医療局長通知「精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）の実施について」に規定する精神障害者地域生活援助事業を実施している精神病院

レ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十條第二項に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神病院

ソ・ネ (略)

二 次のいずれかに該当する診療所であること。

イ・ハ (略)

ニ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方

方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅末期医療を行う診療所 ホ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅時医学総合管理を行う診療所 ヘ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを行うものとして指定を受けた診療所 ト・チ （略） リ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行う診療所 ヌ （略）	社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅末期医療を行う診療所 ホ 特掲診療の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た寝たきり老人在宅総合診療を行う診療所 ヘ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する通所リハビリテーションを行うものとして指定を受けた診療所 ト・チ （略） リ 特掲診療の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアを行う診療所 ヌ （略）
--	---



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令 (総務五〇)
- 農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令等の一部を改正する省令 (同五一)
- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第五条第二項の額の算定に関する省令 (同五二)
- 豪雪地帯対策特別措置法施行令第二条第二項の額の算定に関する省令 (総務・農林水産・国土交通一一)
- 法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令 (法務三二)
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (法務・厚生労働一)

- 財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令 (財務一四)
- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令 (同一五)
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令 (同一六)
- 歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令 (文部科学・厚生労働一)
- 診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令 (同一二)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令 (厚生労働七〇)
- 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令 (同七一)
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令 (同七二)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同七三)
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同七四)
- 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同七五)
- 身体障害者更生援護施設設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (同七六)

- 港湾労働法施行規則の一部を改正する省令 (同七七)
- 障害者自立支援法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (同七八)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (同七九)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令 (同八〇)
- 指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令 (同八一)
- 生活保護法施行規則の一部を改正する省令 (同八二)
- 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令 (同八四)
- 児童手当法施行規則の一部を改正する省令 (同八五)
- 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令 (同八六)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同八七)
- 母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令 (同八八)

- 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令 (同八九)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令 (同九〇)
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同九一)
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令 (同九二)
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令 (同九三)
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則 (同九四)
- 船員保険法施行規則の一部を改正する省令 (同九五)
- 厚生年金基金規則の一部を改正する省令 (同九六)
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令 (同九七)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令 (同九八)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令 (同九九)

(以下次のページへ続く)

(前のページより続き)

○薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件 (同二八六)

三三

○労働安全衛生法第二十八條第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の一部を改正する件 (同二八七)

○年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律施行令第五條第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する法人を定める件等を廃止する件 (同二八八)

○厚生労働省組織規則第七百九十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が公共職業安定所の出張所の管轄区域を定める件の一部を改正する件 (同二八九、二九〇)

○老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令その他関係省令の規定に基づき、平成十八年度前期全保険者平均老人加入率見込値等を公示する件 (同二九一)

三六

○医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して広告することが出来る事項の一部改正について (同二九二)

○都道府県が行う補助金等の交付に關する事務の一部を改正する件 (同二九三)

○医療法施行規則第三十條の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件 (同二九四)

三七

○厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部を改正する件 (同二九五)

○指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件 (同二九六)

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件 (同二九七)

○生活保護法第五十四條の二第四項において準用する同法第五十二條第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部を改正する件 (同二九八)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律附則第二條の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査及び採血に關する科目に關する件 (同二九九)

三六

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第二條第三号の規定に基づき、衛生検査に關する科目を定める件の一部を改正する件 (同三〇〇)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第十二條第三号の規定に基づき、生理学的検査及び採血に關する科目を定める件の一部を改正する件 (同三〇一)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二條第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業を定める件 (同三〇二)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二條第四号に規定する厚生労働大臣の定めるサービスを定める件 (同三〇三)

三七

○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の規定に基づき平成十八年度の単位掛金額を定める件 (同三〇四)

○社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五條第一号及び第七條第一項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部を改正する件 (同三〇五)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第十二條第一項第五号に規定する検体検査用放射性同位元素を備える衛生検査所の構造設備等の基準の一部を改正する件 (同三〇六)

○臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設の一部を改正する件 (同三〇七)

三六

○野菜生産出荷安定法施行規則第八條の規定に基づき、特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めた件の一部を改正する件 (農林水産五〇九)

○租税特別措置法施行令第十七條第三項及び第三十九條の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件 (同五一〇)

○海岸法第六條第一項の規定に基づき海岸保全施設に關する直轄工事を施行する件 (同五一一)

○平成十八年度の指定食肉の安定価格を定めた件 (同五一二)

○平成十八年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件 (同五一三)

三六

○肉用子牛の合理化目標価格を定めた件 (同五一四)

○平成十八年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件 (同五一五)

○加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四條の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件 (同五一六)

○独立行政法人通則法第四十七條第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件 (同五一七)

三六

○海岸法の規定による海岸保全施設の管理の所掌の方法についての協議が成立した件 (農林水産・国土交通二)

○電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準に關する告示を定める件 (経済産業六八)

○十六歳以上十八歳未満の者が消費を行うことのできる特定煙火の製造及び消費に係る基準を定める件 (同六九)

三六

○自転車競技法施行規則第十六條第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を定めた件 (同七〇)

三六

京都府
大阪府
兵庫県
鳥取県
岡山県
広島県
山口県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
熊本県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

○厚生労働省告示第百九十四号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十五年厚生労働省告示第百六十号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号中ト及びチを次のように改める。

ト 削除

チ 平成七年四月三日児童第三百七十九号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」に規定する周産期医療施設

第一号リ中「研修医のための研修施設の整備について」を「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に改め、同号ル中「第二十条の七の二」を「第二十条の七の二第一項」に改め、同号ヲ中「平成十二年三月十七日厚生省告示第六十七号」を「平成十八年厚生労働省告示第九十三号」に改め、同号ヨ中「特掲診療の施設基準等（平成十二年厚生省告示第六十八号）を「特掲診療の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十四号）」に、「精神科デイケア」を「精神科作業療法、

精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケア」に改め、同号タを次のように改める。

タ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十六条第十六項に規定する共同生活援助を実施している精神病院

第一号レ中「第五十条第二項」を「第五十条の二第二項」に改める。

第二号ニ中「特掲診療の施設基準等」を「特掲診療料の施設基準等」に改め、同号ホ中「特掲診療の施設基準等」を「特掲診療料の施設基準等」に改め、同号ロ中「在宅時医学総合管理」に改め、同号ヘ中「通所リハビリテーション」の下に「又は介護予防通所リハビリテーション」を加え、同号リ中「特掲診療の施設基準等」を「特掲診療料の施設基準等」に改め、「精神科作業療法」の下に「精神科ショート・ケア」を加え、又は精神科デイ・ナイト・ケア」を「精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケア」に改める。

附 則

この告示による改正前の医療法施行規則第三十条の三十五第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下「旧告示」という。）に基づき、

医療法第四十二条第二項に規定する要件に該当するものとして定款又は寄附行為の認可の申請をした医療法人については、旧告示の規定は、なおその効力を有する。

○厚生労働省告示第百九十五号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第一項第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号中「児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業又は」を削り、第二号中「老人短期入所事業」の下に「小規模多機能型居宅介護事業」を加え、第三号を次のように改める。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）にいう障害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）

○厚生労働省告示第百九十六号

介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条第一項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第十号中「第七条第八項」を「第八条第四項」に改め、「限る。」の下に「若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）」を加える。

○厚生労働省告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第八十一条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

別表第9の3の(1)の表愛知県の項中「燐」を「燐」に改め、「燐」に改め、「燐」を削り、同表和歌山県の項中「燐」を「燐」に改め、「燐」を削る。

○厚生労働省告示第百九十八号

介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第二項において準用する同法第五十二条第二項の規定に基づき、生活保護法第五十二条第二項の規定において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬（平成十二年厚生省告示第百九十四号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月三十一日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第八号中「介護保険法第六十一条の二第四項において準用する同法第五十一条の二第五項を介護保険法第六十一条の二第五項」に、「特定入所者支援サービス費」を「特定入所者介護予防サービス費」に、「同法第六十一条の二第二項第一号」を「同条第二項第一号」に改め、同号を第十号とする。

第五号から第七号までを二号ずつ繰り下げる。第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第百三十五条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第九十条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百三十六条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。

(別添 2)

○「特別医療法人について」(平成 10 年 7 月 6 日健政発第 802 号)

新	旧
第 2 特別医療法人の要件 1 (略) 2 医療施設について(規則第 30 条の 35 第 1 項第 2 号) 当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、一以上のものが、 (1)及び(2)に該当するものであること。 (1) ①に掲げる病床のいずれかを含み、又は②に掲げる病院又は診療所であること。 ① (略) ② I <u>次のいずれかに該当する病院</u>であること。 イ～ヘ (略) ト <u>削除</u> チ <u>平成 7 年 4 月 3 日児発第 379 号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」に規定する周産期医療施設</u> (削る) (削る)	第 2 特別医療法人の要件 1 (略) 2 医療施設について(規則第 30 条の 35 第 1 項第 2 号) 当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、一以上のものが、 (1)及び(2)に該当するものであること。 (1) ①に掲げる病床のいずれかを含み、又は②に掲げる病院又は診療所であること。 ① (略) ② I <u>次に掲げる病院</u>であること。 イ～ヘ (略) ト <u>平成 4 年 12 月 18 日健政発第 812 号厚生省健康政策局長通知「患者環境改善施設整備事業の実施について」に規定する患者環境改善施設整備事業実施病院</u> チ <u>昭和 54 年 7 月 27 日厚生省発医第 137 号厚生事務次官通知「医療施設等施設整備費の国庫補助について」に規定する次に掲げる病院</u> (1) <u>教育病院</u> (2) <u>不採算地区病院(ただし、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和</u>

(削る)

リ 平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に規定する研修医のための研修施設を整備する病院

ヌ (略)

ル 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの事業を実施している病院

ヲ 基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する病院

ワ・カ (略)

ヨ 特掲診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第94号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行う病院

タ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助を実施している精神病院

37年法律第88号）第2条第1項の規定に基づく指定を受けた地域を有する市町村の区域に所在する病院を除く。）

(3) 周産期医療施設

リ 平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設の整備について」に規定する研修医のための研修施設を整備する病院

ヌ (略)

ル 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターの事業を実施している病院

ヲ 基本診療料の施設基準等（平成12年3月17日厚生省告示第67号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する病院

ワ・カ (略)

ヨ 特掲診療の施設基準等（平成12年厚生省告示第68号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科デイケアを行う病院

タ 平成4年7月27日健医発第902号厚生省保健医療局長通知「精神障害者地域生活援助事業（精神障害者グループホーム）の実施について」に規定する精神障害者地域生

レ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神病院

ソ～ネ (略)

II 次のいずれかに該当する診療所であること。

イ～ハ (略)

ニ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅末期医療を行う診療所

ホ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅時医学総合管理を行う診療所

ヘ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションを行うものとして指定を受けた診療所

ト・チ (略)

リ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行う診療所

ヌ (略)

活援助事業を実施している精神病院

レ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条第2項に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神病院

ソ～ネ (略)

II 次のいずれかに該当する診療所であること。

イ～ハ (略)

ニ 特掲診療の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅末期医療を行う診療所

ホ 特掲診療の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た寝たきり老人在宅総合診療を行う診療所

ヘ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する通所リハビリテーションを行うものとして指定を受けた診療所

ト・チ (略)

リ 特掲診療の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアを行う診療所

ヌ (略)

(2) 当該医療法人の開設する病院又は診療所が、次に掲げる要件のいずれかに該当していること。

① (略)

② 救急病院等を定める省令第2条の規定に基づき、救急病院である旨の告示を受けている病院であること。

③ もっぱら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院で患者30人以上の収容施設を有するものであること。

④ (略)

3 法人の業務について(規則第30条の35第1項第3号)

規則第30条の35第1項第3号イの社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいうものであること。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第22条第1項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117

(2) 当該医療法人の開設する病院又は診療所が、次に掲げる要件のいずれかに該当していること。

① (略)

② 救急病院等と定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条の規定に基づき、救急病院である旨の告示を受けている病院であること。

③ もっぱら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行なう病院で患者30人以上の収容施設を有するものであること。

④ (略)

3 法人の業務について(規則第30条の35第1項第3号)

規則第30条の35第1項第3号イの社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療若しくは助産をいうものであること。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第22条第1項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)又は原子爆弾被爆者に

号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によって入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。以下同じ。)を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき保険者の国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第27条の6第4項の規定による通知に係る同項の書面の写しにより証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定によって訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護(同法第15条の2第1項第1号に掲げる居宅介護のうち同条第2項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は同条第4項に規定する施設介護のうち同項に規定する介護保健施設サービス若しくは介

対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定に基づく療養の給付(健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によって入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費(国民健康保険法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。以下同じ。)を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき保険者の国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第27条の6第4項の規定による通知に係る同項の書面の写しにより証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定によって訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給される被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、育成医療の給付、療育の給付又は医療の給付

- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく医療扶助のための医療又は出産扶助のための助産

護療養施設サービスに限る。)又は出産扶助のための助産

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、結核予防法（昭和26年法律第96号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の規定に基づく医療

(4) 老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に基づく医療（同法の規定によって入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によって老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。）

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によって居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（以下「居宅介護サービス費等」という。）を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、結核予防法（昭和26年法律第96号）又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の規定に基づく医療

(4) 老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に基づく医療（同法の規定によって入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされている老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定によって老人保健施設療養費を支給することとされている老人医療受給対象者に係る施設療養又は同法の規定によって老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。）

のうち当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によって施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

(6) 障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）の規定によって自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

４～５ （略）

６ 医療法人の組織及び運営について

医療法人の組織及び運営については、次によるものとする。

(1) （略）

(2) 次に掲げる医療法人の種別に応じ、寄附行為又は定款においてそれぞれ次に掲げる事項が定められているものとする。

① 財団である医療法人

ア～ウ （略）

４～５ （略）

６ 医療法人の組織及び運営について

医療法人の組織及び運営については、次によるものとする。

(1) （略）

(2) 次に掲げる医療法人の種別に応じ、寄附行為又は定款においてそれぞれ次に掲げる事項が定められているものとする。

① 財団である医療法人

ア～ウ （略）

エ 理事会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、次によること。

(ア) 重要事項の決定

次に掲げる事項の決定は、理事会における理事総数(理事現在数)の3分の2以上の多数による議決を必要とするとともに、原則として評議員会の同意を必要とすること。

- ・収支予算(事業計画を含む。)
- ・収支決算(事業報告を含む。)
- ・基本財産の処分
- ・借入金(その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ・寄附行為の変更
- ・解散及び合併
- ・附帯業務及び収益業務に関する重要な事項

エ 理事会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、次によること。

(ア) 重要事項の決定

次に掲げる事項の決定は、理事会における理事総数(理事現在数)の3分の2以上の多数による議決を必要とするとともに、原則として評議員会の同意を必要とすること。

- ・収支予算(事業計画を含む。)
- ・収支決算(事業報告を含む。)
- ・基本財産の処分
- ・借入金(その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ・寄附行為の変更
- ・解散及び合併
- ・付帯業務又は収益業務に関する重要な事項

【参考；改正後通知本文】
健政発第802号
平成10年7月6日
最終改正 医政発第0331002号
平成18年3月31日

各 都道府県知事 殿

厚生省健康政策局長

特別医療法人について

平成9年12月17日付けで公布された医療法の一部を改正する法律（平成9年法律第125号）のうち、特別医療法人に関する規定については、本年3月20日付けで公布された医療法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成10年政令第45号。別添1参照）により、本年4月1日から施行されることとなった。

これに伴い、医療法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成10年政令第46号。別添2参照）が本年3月20日付けで、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。別添3参照）が本年3月27日付けでそれぞれ公布され、本年4月1日より施行されたところである。併せて、厚生大臣の定める医療法人が行うことができる収益業務（平成10年厚生省告示第108号。別添4参照）が本年3月27日付けで告示され、本年4月1日から施行されたところである。

特別医療法人制度の創設に係るこれらの措置の内容及びこれらに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については左記のとおりであるので、御了知の上、適正なる実施を期するとともに、貴管下の医療法人については、今回の趣旨に鑑み、その指導監督により一層の御配慮を願いたい。

記

第1 特別医療法人制度の趣旨

医療法人制度は、医療機関の開設主体を法人化することにより、医療の永続性及び継続性並びに資金の集積性を確保し、もって私人による医療機関の経営を容易にすることを目的として、昭和25年に創設され、現在、医療法人は、我が国の医療の最も有力な提供主体となっている。

近年、地域における民間医療機関の重要性の増大、医療機関の経営の悪化等医療を

取り巻く環境が変化している中で、地域において重要な役割を果たしている民間医療機関の経営の安定性の確保等が求められている。

このため、一定の要件を満たし公的な運営が確保されている医療法人を特別医療法人として位置づけ、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を実施することができるものとし、地域における医療の安定的な提供体制を整備するものである。

第2 特別医療法人の要件

医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第44条又は第50条の規定により、医療法人の設立認可又は寄附行為若しくは定款の変更認可を行うにあたり、当該医療法人が、法第42条第2項に規定する特別医療法人に該当する場合又は特別医療法人に該当することとなる場合にあっては、次に掲げる要件に該当するかどうかについて審査を行うものとする。

また、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第30条の36第1項の規定により、社団である医療法人で持分の定めのあるものが、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあっては、当該法人の社員総会において、定款の変更認可がなされた日をもって持分請求権の放棄の効力が生ずるものとする決議を行うものであることにつき、留意するものであること。

1 法人の種別について（規則第30条の35第1項第1号）

財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものであること。

2 医療施設について（規則第30条の35第1項第2号）

当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、一以上のものが、(1)及び(2)に該当するものであること。

(1) ①に掲げる病床のいずれかを含み、又は②に掲げる病院又は診療所であること。

① 次に掲げる病床のいずれかを含む病院又は診療所であること。

ア 専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれらに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床

イ 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床

ウ 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床

エ 精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診断機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床

オ 治療方法の確立していない疾病に罹患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

カ 小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院であつて、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床

キ 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

ク 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

ケ 病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床

② I 次のいずれかに該当する病院であること。

イ 平成13年5月16日健政発第529号厚生省健康政策局長通知「へき地保健医療対策事業について」に規定するへき地医療拠点病院

ロ 昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」に規定する次に掲げる病院

(1) 病院群輪番制等に参加している病院

(2) 共同利用型病院

(3) 救命救急センター又は救命救急センターを設置している病院

ハ 平成10年6月11日健政発第728号厚生省健康政策局長通知「地域医療研修施設の整備について」に規定する地域医療研修施設

ニ 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に規定する腎移植施設

ホ 昭和57年1月22日医発第85号厚生省医務局長通知「老人デイケア施設の整備事業について」に規定する老人デイケア施設

ヘ 昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設の整備について」に規定する共同利用施設

ト 削除

チ 平成7年4月3日児発第379号厚生省児童家庭局長通知「母子医療施設整備事業の実施について」に規定する周産期医療施設

リ 平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に規定する研修医のための研修施設を整備する病院

ヌ 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第69条に規定する訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）の事業を実施している病院

ル 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定

- する老人介護支援センターの事業を実施している病院
- ユ 基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た緩和ケアを行う病棟を有する病院
- ワ 外来患者に係る院外処方箋の割合が30パーセント以上の病院
- カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の8の規定に基づく指定を受けた病院
- コ 特掲診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第94号）に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行う病院
- ク 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助を実施している精神病院
- ケ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設を運営している精神病院
- コ 昭和57年4月16日衛発第360号厚生省公衆衛生局長通知「精神障害者社会復帰適応訓練事業の実施について」に規定する精神障害者社会適応訓練事業を実施している精神病院
- セ 平成12年3月31日障第251号大臣官房障害保健福祉部長通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき実施される地域精神保健活動に対し協力及び支援を行っている精神病院
- ネ 病床数の50パーセント以上が療養病床である病院
- II 次のいずれかに該当する診療所であること。
- イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づく指定を受けた地域を含む市町村の区域に所在する診療所（当該市町村の区域に病院が存在しない場合に限る）
- ロ 基準病床数に比べて10パーセント以上病床が不足している二次医療圏（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号に規定する区域をいう。）内の区域に所在する診療所
- ハ 救急告示診療所（救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づく認定を受けた診療所をいう。）又は平成10年6月1日健政発第689号厚生省健康政策局長通知「医療計画について」に規定する初期救急医療施設であって、休日及び夜間における救急医療の確保のために診療を行っている診療所
- ニ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅末期医療を行う診療所
- ホ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会

保険事務局長又は都道府県知事に届け出た在宅時医学総合管理を行う診療所
へ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する通所リハビリテーショ
ン又は介護予防通所リハビリテーションを行うものとして指定を受けた診療
所

ト 訪問看護ステーションの事業を実施している診療所

チ 外来患者に係る院外処方箋の割合が30パーセント以上の診療所

リ 特掲診療料の施設基準等に定める施設基準に適合するものとして地方社会
保険事務局長又は都道府県知事に届け出た精神科作業療法、精神科ショート
・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケ
ア又は重度認知症患者デイ・ケアを行う診療所

ヌ 病床数の50パーセント以上が療養病床である診療所

(2) 当該医療法人の開設する病院又は診療所が、次に掲げる要件のいずれかに該当し
ていること。

① 患者40人以上の収容施設を有する病院であること。

② 救急病院等を定める省令第2条の規定に基づき、救急病院である旨の告示を受
けている病院であること。

③ もつぱら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を
行う病院で患者30人以上の収容施設を有するものであること。

④ 救急病院等を定める省令第2条の規定に基づき、救急診療所である旨を告示
された診療所であつて患者15人以上の収容施設を有するものであること。

3 法人の業務について（規則第30条の35第1項第3号）

規則第30条の35第1項第3号イの社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、
介護、助産若しくはサービスをいうものであること。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第1
92号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和3
3年法律第128号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第2
66号）第22条第1項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同
じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共
済法（昭和28年法律第245号）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第16
8号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）、児童福祉法（昭和22年法律第
164号）又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117
号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家
公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定
によって入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健
康保険法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。以下同じ。）を支給す
ることとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のう

ち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき保険者の国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の6第4項の規定による通知に係る同項の書面の写しにより証明がされたものに限る。）又はこれらの法律の規定によって訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。）、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護（同法第15条の2第1項第1号に掲げる居宅介護のうち同条第2項に規定する訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は同条第4項に規定する施設介護のうち同項に規定する介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限る。）又は出産扶助のための助産
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、結核予防法（昭和26年法律第96号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の規定に基づく医療
- (4) 老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定に基づく医療（同法の規定によって入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち当該入院時食事療養費若しくは特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によって老人訪問看護療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る指定老人訪問看護を含む。）
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定によって居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（以下「居宅介護サービス費等」という。）を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）のうち当該居宅介護サービス費等の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定によって施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

(6) 障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）の規定によって自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

4 法令違反等の事実について（規則第３０条の３５第１項第４号）

規則第３０条の２５第１項第４号の要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) 法、医師法（昭和２３年法律第２０１号）等の違反の事実が確認されていないこと。
- (2) 健康保険法等医療保険関係法令等違反の事実が確認されていないこと。
- (3) 法第３０条の７の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた事実が確認されていないこと。

5 特別利益の供与について（規則第３０条の３５第１項第５号）

規則第３０条の３５第１項第５号の規定による特別の利益を与えることとは、具体的には、次の(1)又は(2)に該当すると認められる場合が、これに該当するものとして取り扱うものとする。

- (1) 寄附行為又は定款において、規則第３０条の３５第１項第５号に規定する者に対して、当該法人の財産を無償で利用させ、又は与えるなどの特別の利益を与える旨の記載がある場合
- (2) 当該法人が、規則第３０条の３５第１項第５号に規定する者に対して、次に掲げるいずれかの行為をし、又は行為をすると認められる場合。
 - ① 当該法人の所有する土地をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
 - ② 当該法人の他の従業員に比べて有利な条件で、これらの者に金銭を貸付をすること。
 - ③ 当該法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
 - ④ これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃借料で借り受けること。
 - ⑤ これらの者から所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から病院等の業務の用に供するとは認められない財産を取得すること。
 - ⑥ これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等

を支払い、又は当該法人の他の従業員に比べて過大な給与等を支払うこと。

⑦ これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引き受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引き受けを除く。）をすること。

⑧ 病院等の業務を、主として、又は不公正な方法によりこれらの者に与えること。

6 医療法人の組織及び運営について

医療法人の組織及び運営については、次によるものとする。

(1) 寄附行為又は定款において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの（以下(1)において「役員等」という。）のうち親族関係を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者（以下「親族等」という。）の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。

① 当該親族関係を有する役員等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

③ ①又は②に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

④ 当該親族関係を有する役員等及び①から③までに掲げる者のほか、次に掲げる法人の役員又は使用人である者

ア 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

イ 当該親族関係を有する役員等及び①から③までに掲げる者並びにこれらの者と特殊の関係にある同族会社

(2) 次に掲げる医療法人の種別に応じ、寄附行為又は定款においてそれぞれ次に掲げる事項が定められているものとする。

① 財団である医療法人

ア 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

イ 事業の管理運営に関する事項を審議するため評議員会の制度が設けられており、評議員の定数は、理事の定数の二倍を超えていること。ただし、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。

ウ 理事、監事及び評議員の選任は、例えば、理事及び監事は評議員会の議決により、評議員は理事会の議決により選出されるなどその地位にあることが適当であると認められる者が公正に選任されること。

エ 理事会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、次によること。

（ア）重要事項の決定

次に掲げる事項の決定は、理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の多数による議決を必要とするとともに、原則として評議員会の同意を必要とすること。

- ・収支予算（事業計画を含む。）
- ・収支決算（事業報告を含む。）
- ・基本財産の処分
- ・借入金（その会計年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ・寄附行為の変更
- ・解散及び合併
- ・附帯業務及び収益業務に関する重要な事項

(イ) その他の事項の決定

上記(ア)に掲げる事項以外の事項の決定は、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。

オ 評議員会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、評議員会における評議員総数（評議員現在数）の過半数の議決を必要とすること。

カ 右記エ及びオの議事の表決を行う場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者とみなすことができるが、他の者を代理人として表決を委任することはできないこと。

キ 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

② 社団である医療法人

ア 理事の定数は6人以上、監事の定数は2人以上であること。

イ 理事及び監事の選任は、例えば、社員総会における社員の選挙により選出されるなどその地位にあることが適当であると認められる者が公正に選任されること。

ウ 理事会における議事の決定は、オに該当する場合を除き、原則として、理事会において理事総数（理事現在数）の過半数の議決を必要とすること。

エ 社員総会の議事の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総数の過半数が出席し、その出席者員の過半数の議決を必要とすること。

オ 次に掲げる事項（カにより評議員会などに委任されている事項を除く。）の決定は、社員総会の議決を必要とすること。この場合において、(オ)及び(カ)以外の事項については、あらかじめ理事会における理事総数（理事現在数）の3分の2以上の多数による議決を必要とすること。

(ア) 収支予算（事業計画を含む。）

(イ) 収支決算（事業報告を含む。）

(ウ) 基本財産の処分

(エ) 借入金（その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄

(オ) 定款の変更

(カ) 解散及び合併

(キ) 附帯業務及び収益業務に関する重要な事項

カ 社員総会のほかに、事業の管理運営に関する事項を審議するための評議員会などの制度が設けられていること。また、右記オの(オ)及び(カ)以外の事項の

決定がこれらの機関に委任されている場合におけるこれらの機関の構成員の定数及び選任並びに議事の決定については、次によること。

(ア) 構成員の定数は、理事の定数の2倍を超えていること。ただし、理事と評議員との兼任禁止規定が定められている場合には、評議員の定数は、理事の定数と同数以上であること。

(イ) 構成員の選任については、上記イに準じて定められていること。

(ウ) 議事の決定については、原則として構成員総数の過半数の議決を必要とすること。

キ 上記ウからカまでの議事の表決を行う場合には、あらかじめ通知された事項について書面をもって意思を表示した者は、出席者と見なすことができるが、他の者を代理人と表決を委任することはできないこと。

ク 役員等には、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しないこと。

(3) 当該医療法人の運営が、法令及び寄附行為又は定款に基づき適正に行われていること。

(4) 当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていること。

第3 収益業務の実施

1 収益業務の範囲等

(1) 特別医療法人が行う収益業務については、次に掲げる要件を満たすものに限られるものであり、その規模、内容等についても、規則第30条の35第1項第3号の要件を満たすものであるほか、法の規定により設立された法人の行う業務として社会的に許容される範囲内のものであることに十分留意するものであること。

① 一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。

② 医療法人の社会的信用を傷つけるおそれがないものであること。

③ 経営が投機的に行われるものでないこと。

④ 当該業務を行うことにより、当該医療法人が開設する病院等の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないものであること。

⑤ 当該医療法人以外の者に対する名義の貸与その他不当な方法で経営されるものでないこと。

(2) 告示第2条各号に掲げる収益業務の範囲は、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）を参照されたいこと。

- (3) (2)に掲げる業務には、当該医療法人の開設する病院等の業務の一部として又はこれに附随して行われるものは含まれないものとし、特段の定款変更等は要しないものとする。

この場合、附随して行われる業務とは、次に掲げる業務であること。

- ① 病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であつて、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものであること。

したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

- ② 病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であつて、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものであること。

したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者搬送は、病院等の業務に附随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者搬送は収益業務とされること。

- ③ ①及び②において、当該法人が自らの事業として行わず、当該法人以外の者に委託して行う場合にあつては、当該法人以外の者が行う事業内容が、①又は②の前段に該当するものであるときは、当該法人以外の者への委託は附随する業務とみなし、①又は②の前段に該当しないものであるときは、附随する業務に含まれないものとして取り扱うものとする。

2 関係法令の遵守

収益業務の実施に当たっては、医療法の規定に基づく定款変更等のみではなく、それぞれの行う業務に係る関係諸法令を遵守し、許可、届出等の手続きに遺漏がないように留意するものであること。

また、収益業務を定款等に記載する場合には、具体的に記載するものとする。

3 区分経理

特別医療法人が収益業務を行う場合にあつては、収益業務から生ずる所得に関する経理と収益業務以外の業務から生ずる所得に関する経理とをそれぞれ区分して行わなければならないものとする。

この場合の「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけではなく、資産、負債及び資本に関する経理についても同様にその区分経理が行わなければならないものとする。

4 定款等の変更等

- (1) 特別医療法人が新たに収益業務を行う場合にあっては、医療法第42条第2項の規定に基づき、当該医療法人の定款又は寄附行為の変更が必要であること。
- (2) 定款又は寄附行為の変更認可の申請は、規則第32条第4項の規定により行うものとする。

5 収益業務の実施に当たっての留意事項

収益業務の実施に当たっては、収益業務に多額の投資を行うことによって法人の経営状態が悪化したり、医療業務に必要な範囲を超えて収益業務の収入が確保されているなど法人の収益業務の継続が法人本来の業務である病院、診療所又は老人保健施設の経営に支障が生ずることのないよう、また、不公正取引を禁じる経済法規等に違反しているおそれがあるなどの社会的批判が惹起されないよう留意するものであること。例えば、収益業務の開始後概ね2年間を経過した後に、収益業務を行う特別医療法人の収益が、収益業務を行う前に比較し悪化した場合において、その収益悪化について、収益業務の開始以外の特段の理由が存在しない場合は、必要に応じ、法第64条第1項及び第2項、法第64条の2並びに法第66条の規定を適用することができるものであること。

第4 その他

1 特別医療法人の定款例及び寄附行為例について

特別医療法人の定款例及び寄附行為例を別紙のとおり定めることとしたこと。

2 税務当局への届出について

特別医療法人の設立又は特別医療法人とするための定款等の変更がなされたときは、当該特別医療法人は、設立の日又は定款等の変更がなされた日以後2月以内に、都道府県知事（厚生労働大臣）の設立認可書又は定款変更等認可書に定款等の写し等を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

3 特別医療法人に対する財産の提供について

特別医療法人の設立又は特別医療法人とするための定款等の変更に伴い、特別医療法人に対して財産の贈与又は遺贈があった場合に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項後段の規定に基づく国税庁長官の承認を受けようとする者は、当該贈与又は遺贈があった日から3か月以内に、納税地の所轄税務署を経由して承認申請書等を提出する必要があること。

この場合において、特別医療法人の設立の場合にあっては、特別医療法人を設立するために設けられた設立準備委員会又は発起人会において、法人の設立登記の日をもって贈与又は遺贈の効力が生ずるものとして財産の贈与又は遺贈を受け入れる旨の決議が行われた当該財産の贈与又は遺贈について、特別医療法人とするための定款等の変更の場合にあっては、当該法人の理事会等権限ある機関において、定款等の変更認可がなされた日をもって贈与又は遺贈の効力が生ずるものとして財産の贈与又は遺贈を受け入れる旨の決議が行われた当該財産の贈与又は遺贈について、国税庁長官の承認を受けるものとする。

医政指発第0331001号

平成18年3月31日

各 都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長

「特別医療法人に係る定款変更等の申請について」の一部改正について

医療法（昭和23年法律第205号）第42条第2項に規定する特別医療法人に関する取扱いについては、「「特別医療法人について」の一部改正について」（平成18年3月31日医政発第0331002号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、今般、「特別医療法人に係る定款変更等の申請について」（平成10年7月6日指第39号厚生省健康政策局指導課長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、御了知の上、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。

(別添)

○「特別医療法人に係る定款変更等の申請について」(平成10年7月6日指第39号)

新	旧
第1 医療施設について(規則第30条の35第1項第2号関係) <u>局長通知第2の2の(1)①アからケ</u>までに掲げる病床は、それぞれ次に掲げる要件に該当する病床をいうものであること。 1～3 (略) 4 規則第30条の35第1項第2号ニ関係 「精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。 この場合、「老人性精神疾患」とは老年期にみられる認知症、脳血管性認知症、初老期における<u>認知症等器質性精神障害</u>の他、<u>統合失調症様状態</u>、躁うつ状態等の機能性精神障害がこれに含まれ、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができることとされていること。 なお、昭和63年7月5日健医発第785号厚生省保健医療局長通知「老人性認知症疾患治療病棟及び老人性認知症疾患デイ・ケア	第1 医療施設について(規則第30条の35第1項第2号関係) <u>局長通知第2の2の(1)①から⑨</u>までに掲げる病床は、それぞれ次に掲げる要件に該当する病床をいうものであること。 1～3 (略) 4 規則第30条の35第1項第2号ニ関係 「精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。 この場合、「老人性精神疾患」とは老年期にみられる認知症、脳血管性認知症、初老期における<u>認知症等品質性精神障害</u>の他、<u>精神分裂病様状態</u>、躁うつ状態等の機能性精神障害がこれに含まれ、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができることとされていること。 なお、昭和63年7月5日健医発第785号厚生省保健医療局長通知「老人性認知症疾患治療病棟及び老人性認知症疾患デイ・ケア

施設の施設整備基準について」に基づく老人性認知症疾患治療病棟の病床及び平成3年6月26日健医発第819号同局長通知「老人性認知症疾患療養病棟の施設整備基準について」に基づく老人性認知症疾患療養病棟の病床については、本号に該当するものであること。

また、「小児精神疾患」とは児童・思春期にみられる精神障害を総称するものであり、知的障害、自閉症、登校拒否、薬物依存、神経性食欲不振症等が、これに含まれることとされていること。

5～9 (略)

第2 法人の業務について（規則第30条の35第1項第3号関係）

- 1 その法人の診療報酬の額が「診療報酬の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第92号)の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

施設の施設整備基準について」に基づく老人性認知症疾患治療病棟の病床及び平成3年6月26日健医発第819号同局長通知「老人性認知症疾患療養病棟の施設整備基準について」に基づく老人性認知症疾患療養病棟の病床については、本号に該当するものであること。

また、「小児精神疾患」とは児童・思春期にみられる精神障害を総称するものであり、精神薄弱、自閉症、登校拒否、薬物依存、神経性食欲不振症等が、これに含まれることとされていること。

5～9 (略)

第2 法人の業務について（規則第30条の35第1項第3号関係）

- 1 その法人の診療報酬の額が「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成6年3月厚生省告示第54号)の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

【参考；改正後通知本文】

指第 39 号

平成 10 年 7 月 6 日

最終改正 医政指発第 0331001 号

平成 18 年 3 月 31 日

各 都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生省健康政策局指導課長

特別医療法人に係る定款変更等の申請について

標記については、平成 10 年 7 月 6 日付け健政発第 802 号厚生省健康政策局長通知「特別医療法人について」により行われているところであるが、この具体的取扱いについては、局長通知に定めるもののほか、左記のとおり取り扱われたい。

記

第 1 医療施設について（規則第 30 条の 35 第 1 項第 2 号関係）

局長通知第 2 の 2 の(1)①アからケまでに掲げる病床は、それぞれ次に掲げる要件に該当する病床をいうものであること。

1 規則第 30 条の 35 第 1 項第 2 号イ関係

「専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- (1) 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院又は診療所の病床であること。

- (2) 当該疾患の診断及び治療、調査研究並びに他の機関に所属する医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の病床であること。

なお、「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、上記(1)及び(2)に示した病院又は診療所の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をいうものであること。

2 規則第30条の35第1項第2号ロ関係

「専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- (1) リハビリテーションに関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院又は診療所の病床であること。

- (2) リハビリテーションの診断及び治療、調査研究並びに他の機関に所属する医療関係者の研修に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の病床であること。

なお、「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床」とは、上記(1)及び(2)に示した病院又は診療所の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をいうものであること。

3 規則第30条の35第1項第2号ハ関係

「救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、地域において救急患者の診療を担当する救急告示病院若しくは救急告示診療所、休日夜間急患センター若しくは在宅当番医制を担当する初期救急医療機関、病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設又は救命救急センター等のいわゆる第三次救急医療施設に該当する医療機関で、実質的に当該地域の救急医療体制において不可欠な機能を有するものに係る専ら救急診療用として確保される病床をいうものであること。

4 規則第30条の35第1項第2号ニ関係

「精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、当該疾患の診断及び治療

に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

この場合、「老人性精神疾患」とは老年期にみられる認知症、脳血管性認知症、初老期における認知症等器質性精神障害の他、統合失調症様状態、躁うつ状態等の機能性精神障害がこれに含まれ、かつ、十分な医学的管理下で当該疾患患者に対しその診断及び治療を行うことができることとされていること。

なお、昭和63年7月5日健医発第785号厚生省保健医療局長通知「老人性認知症疾患治療病棟及び老人性認知症疾患デイ・ケア施設の施設整備基準について」に基づく老人性認知症疾患治療病棟の病床及び平成3年6月26日健医発第819号同局長通知「老人性認知症疾患療養病棟の施設整備基準について」に基づく老人性認知症疾患療養病棟の病床については、本号に該当するものであること。

また、「小児精神疾患」とは児童・思春期にみられる精神障害を総称するものであり、知的障害、自閉症、登校拒否、薬物依存、神経性食欲不振症等が、これに含まれることとされていること。

5 規則第30条の35第1項第2号ホ関係

「治療方法の確立していない疾病にり患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、特定疾患治療研究対象疾患等の診断及び治療並びに調査研究に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

6 規則第30条の35第1項第2号ヘ関係

「小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院又は診療所であって、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床」とは、小児慢性特定疾患治療研究対象疾患等の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、その地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の診療機能を有するものであって、養護学校等の施設が隣接している等学校教育を受けることのできる病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

7 規則第30条の35第1項第2号ト関係

「専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、末期のがんその他の悪性新生物の患者で、疼痛などがん末期の諸症状に対する治療を必要とするものを入院させ、末期の医療を行うに当たって必要な人員、病室等の体制を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

8 規則第30条の35第1項第2号チ関係

「専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関しその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床をいうものであること。

9 規則第30条の35第1項第2号リ関係

「病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- (1) 病院又は診療所の開放化に関し、地域保健医療計画等都道府県の作成する医療機関に関する整備計画に基づく病院又は診療所の当該機能に係る病床であること。
- (2) 当該病院又は診療所の存在する圏域の医師又は歯科医師のすべてが利用できることとされていること。

第2 法人の業務について（規則第30条の35第1項第3号関係）

- 1 その法人の診療報酬の額が「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

2 その他の診療報酬額について

自費患者に対し請求する金額は、次に掲げるもののほか、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるものであること。

- (1) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額
- (2) 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性に鑑み、適正、妥当と認められる額
- (3) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

3 健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第57条の2第1項の規定により政府が行う健康診査

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により保険者が行う健康診査

(4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

(5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第26条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

(7) 学校保健法（昭和33年法律第56号）第2条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第4条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条の規定により市町村が行う健康診査

(9) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第66条の2の規定により労働者が自ら受ける健康診断

(10) 老人保健法（昭和57年法律第80号）第20条の規定により市町村が行う健康診査又は同法第21条の規定により都道府県が市町村に代わって行う健康診査

第3 特別利益の供与について（規則第30条の35第1項第5号関係）

1 医師等に対する給与について

医師等に対する給与については、役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えることはできない。

第4 医療法人の組織及び運営について（局長通知第2の6関係）

1 役員等の構成関係

- (1) 評議員は、寄附行為又は定款において、役員とする必要はないこと。
- (2) 役員の選任については、寄附行為者又はその者と特別な関係にある者と直接関係にあるような者（例えば寄附行為者の親族等で一定の姓を名乗る者又は寄附行為者等が指定する者等）を役員に充てるものである旨が寄附行為又は定款に規定されていないことを要するものであるが、その法人の経営する病院の院長、医師、看護師、事務長等特定の職にある不特定の者が役員となることを否定するものではないこと。

2 役員会及び評議員会の運営関係

役員会及び評議員会の運営については、あらかじめ通知のあった事項について、書面による出席又は議決は、局長通知第2の6の(1)又は(2)に定める出席又は議決と認めて差し支えないこと。ただし、役員については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適当であると認められないこととなるので留意すること。

第5 定款変更等の具体的手順について

特別医療法人に係る法第44条又は第50条の規定による医療法人の設立認可又は寄附行為若しくは定款の変更認可の申請に当たっては、持分請求権の放棄についての出資社員全員及び役員の同意を経、規則及び局長通知に定める承認要件の充足を行った上で申請を行い都道府県主管部局の審査を受けるとともに、申請に先立ち、適宜、都道府県主管部局（局長通知第4の3に該当する場合にあっては都道府県主管部局及び税務当局）との事前協議を行うよう、申請者に対して指導するものとする。

第6 その他

特別医療法人に係る申請書等を別紙1から別紙5までのとおり、収益業務に係る法第51条第1項の届出の書式を別紙6のとおり定めることとするほか、規則第31条又は第32条に定める申請書及び書類については、従前の例のとおり取り扱って差し支えないものとする。